

報告第4号

令和5年度亀岡市下水道事業会計予算の 繰越しについて

令和5年度亀岡市下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

令和5年度亀岡市下水道事業会計予算繰越計算書

別 紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠 布設事業	円 362,844,000	円 36,900,000	円 325,944,000	円 14,400,000	円 270,000,000	円 41,544,000	円	円	関係者との調整に 不測の日数を要し たため
		処理場 建設事業	円 316,744,000	円 91,284,000	円 225,460,000	円 111,500,000	円 94,300,000	円 19,660,000			工事内容の調整等 に不測の日数を要 したため